



生活支援サポーター —ご利用にあたって—



生活支援サポーターは、「サポーター養成講座」を修了し、日常生活の中で「ちょっと困っていること」や「誰かといっしょならできること」などを一緒になってお手伝いする住民ボランティアの方です。

◆対象者：日常生活に困りごとを抱えている笠岡市民

◆利用（曜日・料金）

- ・月曜日～金曜日（午前8時～午後5時）
- ・200円/30分、地区外からの派遣には100円/回必要です。

※生活支援サポーターひとりあたりの利用料です。

※依頼内容によっては、生活支援サポーター以外での調整をする場合があります。まずは相談下さい。

※年末年始（12/29～1/3）、土日・祝日は除く

※利用には、事前にチケットを購入していただきます。

◆サポート内容（詳しくは裏をご覧ください）

- 掃除 ○簡単な家事 ○買い物
- 外出時の付き添い
- 家族の介護のサポート 等



<<お問合せ先>>

笠岡市

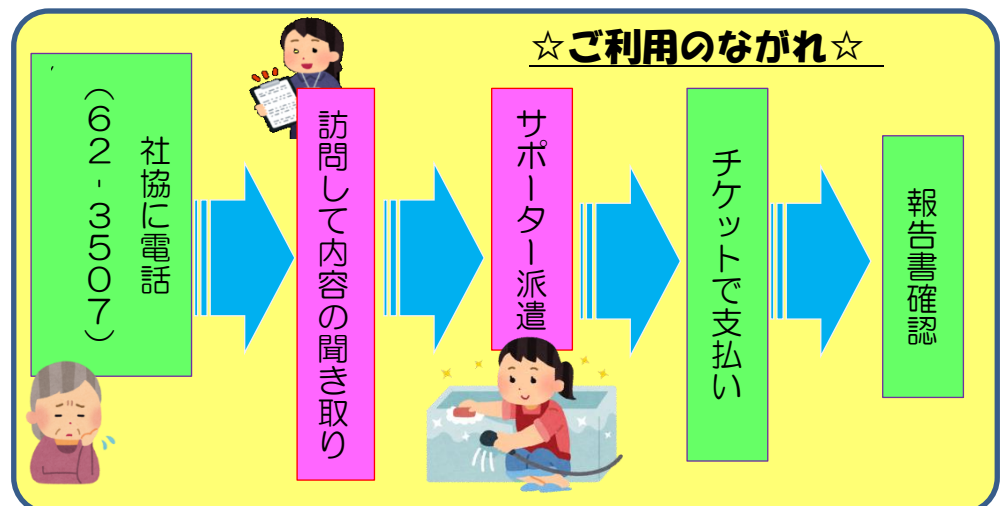
社会福祉協議会

笠岡市十一番町15番地

電話：0865-62-3507

FAX：0865-62-3590

shakyo@kcv.ne.jp



生活支援サポーターの活動内容

(1) 掃除



- お部屋の掃除
- お風呂の掃除
- トイレの掃除
- ゴミの分別
- ゴミ出し など

★ご本人と一緒にいきます。掃除道具、ごみ袋はご自宅にあるものを使用します。

(2) 簡単な家事



- 洗濯
- 布団干し
- 電球交換
- 季節衣類等の出し入れ
- 調理の補助など(食事の準備・食材のカット等)

★ご本人と一緒にいきます。購入が必要なものは、事前に準備していただくか、買い物支援と合わせた利用をご依頼ください。

(3) 買い物



- 買い物の代行

★代金の立替はおこないません。また、購入先の店舗に商品が無い場合は、購入できません。メーカー等、詳細な要望にはお応えできません。

- 買い物の同行

★サポーターの車に同乗しての買い物は出来ません。移動の際のサポーターの乗車料金が必要です。

(4) 外出時の付き添い



- 地域の集いの場、近隣の病院などの付添い

★サポーターの車は利用できません。移動の際にかかるサポーターの乗車料金が必要となります。

(5) 家族の介護のサポート



- 家族が行っている介護のサポート

★サポーターのみでの介護はしません。あくまで補助ですので、直接介護に関わることは出来ません。

■依頼内容を変更する場合や、派遣の再依頼をする場合は、サポーターへ直接依頼せず、社会福祉協議会（62-3507）までご連絡ください。

■急な依頼は対応できません。派遣調整のため、余裕をもってご依頼ください。なお、調整上、サポーターと活動日の日程が合わない場合は、実施日にお応えできない場合があります。

■身体介護や医療行為、お金の出し入れは行いません。

■チケット以外の依頼者からのお礼は受け取れません。作業時間は自宅に入った時間から作業終了、もしくは、お約束した時間の範囲内での活動となります。